

社会保険労士

大園社労士オフィス通信

電話& F A X : 078-223-7178
e - m a i l : info@syarou-office.com
U R L : <https://oozono-sr.com/>



企業の教育訓練の実施状況は？

～厚生労働省 令和2年度「能力開発基本調査」の結果等より

◆教育訓練費用を支出した企業は 49. 7%

厚生労働省がまとめた令和2年度「能力開発基本調査」(令和2年 12月1日時点の状況についての調査)の結果によれば、企業の教育訓練への費用の支出状況をみると、OFF-JTまたは自己啓発支援に支出した企業は 49. 7%で、令和元年度調査(以下「前回」という)の 57. 5%と比べて減少しています。計画的なOJTについて、正社員に対して実施した事業所は 56. 5%(前回 64. 3%)、正社員以外に対して実施した事業所は 22. 3%(前回 26. 5%)となっており、こちらも前回同様減少しています。

コロナ下において、企業の様々な活動に影響が出ているところですが、社員の教育訓練に関する分野にも影響を与えていくことが予想できます。

◆能力開発や人材育成に関して問題があるとする企業が7割以上

能力開発や人材育成に関して何らかの問題があるとする事業所は 74. 9%で、前回と比べてやや減少しているものの、多くの企業では、人材育成に関する問題があると考えていることがうかがえます。問題点の内訳は、「指導する人材が不足している」(54. 9%)が最も高く、「人材育成を行う時間がない」(49. 4%)、「人材を育成しても辞めてしまう」(42. 6%)と続いています。

◆コロナ下でオンライン研修などの取組みも進んでいる

株式会社パーソル総合研究所が実施した、企業におけるオンライン集合研修の実態に関する調査によれば、オンライン集合研修を増やした企業の割合は 75%にも上ったそうです。対面での実施が難しい中、これまでと異なる手法で教育訓練を実施した企業も多かったのではないかでしょうか。

◆今後求められる企業の能力開発への取組み

日本では、GDPに占める企業の能力開発費の割合が、他の先進国と比べても低いといわれており、米企業と比べると 20 分の 1 ほどしかないそうです(2018 年「労働経済白書」)。このような実態を国も問題視しており、2021 年 6 月に政府が提示した骨太の方針でも、「リカレント教育等人材育成の抜本強化」が掲げられています。今後、国を挙げた取組みが進むとともに、労働者側でもキャリア形成に関する意識が高まってくることが予想されます。

このような動きは、企業としても人材確保の観点から無視できないところです。今後は、自社の生き残りのためにも、新入社員のみならず、中堅社員等までも対象にした能力開発に係る新たな取組みを模索していく必要があるでしょう。

【厚生労働省「令和2年度「能力開発基本調査」の結果】ニュースリリース

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_19368.html

【パーソル総合研究所「オンライン研修の実態に関する調査結果」】ニュースリリース
<https://rc.persol-group.co.jp/news/202107051000.html>

年休取得義務化で取得は進んでいるか～労働政策研究・研修機構調査から

独立法人労働政策研究・研修機構が、働き方改革関連法の施行に伴い、年次有給休暇(年休)取得に関する企業・労働者アンケートを行い、その結果を公表しました(調査期間:2020年1月27日～2月7日。企業 17,000社、労働者 71,796人を対象に実施し、回答は企業 5,738票、労働者 15,297票)。

◆計画的付与制度の導入企業は 42.8%、取得目標を設定している企業は6割以上

企業調査の年休の計画的付与制度の導入状況では、「導入されている」とする企業割合は42.8%でした。年休取得率や年休取得日数などの目標設定については、「年休取得日数の目標のみを設定している」が 53.6%と半数以上を占め、「年休取得率の目標のみを設定している」が 4.3%、「年休取得率及び取得日数双方について目標を設定している」が 4.1%、「上記以外の目標を設定している」が 0.9%となっている一方で、「何らの目標も設定していない」とする企業は34.9%ありました。

◆3年前と比べ取得日数が増えた企業とする労働者は 41.5%

労働者調査での年休取得日数の3年前との増減比較では、「変化しなかった」が 46.4%でしたが、「増加」(「5日以上増えた」「3～4日増えた」「1～2日増えた」の合計)も 41.5%となりました。一方で、「減少」(「5日以上減った」「3～4日減った」「1～2日減った」の合計)は 4.4%でした。

「増加」と回答した者の増加した理由(複数回答)は、「会社の取組みにより取りやすい就業環境になったから」が 37.6%ともっと高く、次いで、「個人的理由により、有給休暇が必要になった

から」(31.3%)、「上司に有給休暇を取得するよう勧められたから」(21.0%)、「法律等の影響もあり年休を取りやすい環境ができた」(20.7%)などとなっています。

◆年5日の取得義務の認知度は、企業で 95.5%、労働者では 84.4%

年休の年5日の取得義務化についての理解度は、企業調査では、「内容を十分に理解している」が 64.4%で、「ある程度理解している」(31.1%)と合わせて95.5%を占めました。また、労働者調査でも、年5日の取得義務化について、「内容を含め知っている」が 54.9%で、「聞いたことがある」(29.5%)と合わせると 84.4%に上りました。

◆時間単位年休の導入企業は 22%、導入を求める労働者は5割以上

企業調査での時間単位年休取得制度の導入状況では、「導入している」が 22.0%でした。導入理由(複数回答)では、「日単位・半日単位に満たない時間の取得が可能で便利」(70.0%)がもっとも高く、次いで、「個人的な事情に対応した休暇取得が可能になる」(57.3%)、「年休の取得促進のため」(56.5%)、「育児、介護の支援」(49.0%)、「仕事と治療の両立支援」(42.1%)などとなっています。

一方、時間単位年休取得制度を導入していない理由(複数回答)は、「勤怠管理が煩雑になる」が 50.3%ともっと高く、次いで、「すでに半日単位の年休取得制度がある」(46.8%)、「給与計算が複雑になる」(39.3%)、「変形労働時間制等のため時間単位の代替要員確保困難」(31.4%)、「導入可能と不可能部署があり平等性から導入しづらい」(29.4%)などとなっています。一方、労働者調査で時間単位年休取得制度が適用・導入されていない者(「わからない」を含む)に聞くと、勤務先での時間単位年休取得制度を「導入・適用してほしい」とする割合は 50.6%となっています。

年休の取得促進については、5日間の取得義務化という法律の後押しがあって3年前と比べる

と全般的に進んでいるという結果が出ましたが、やはり会社が取得しやすい環境づくりを進めることが重要のようです。とりわけ、時間単位の取得制度については会社側の事情から導入されていないケースが多い一方で、導入されていない企業の勤労者の半数以上が導入を望んでおり、有休の取得率アップや従業員の満足度向上のためにあらためて検討してみることも必要かもしれません。

【労働政策研究・研修機構「年次有給休暇の取得に関するアンケート調査】

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2021/211.html?mm=1698>

男女共同参画局「職場のジェンダーギャップチェックシート」が公表されました

◆「職場のジェンダーギャップチェックシート」とは

内閣府の男女共同参画推進連携会議は、経済分野における女性の活躍促進女性のエンパワーメントの促進に向けて、連携会議に参加している団体に、傘下の企業・組織における男女共同参画の現状についてアンケート調査を行いました。

そして、アンケートの項目を参考に、職場でできる「職場のジェンダーギャップチェックシート(試作版)」を作成しました。このチェックシートは、経営者向けと従業員向けの2つがあり、それぞれ17の質問で構成されています。

◆経営者向けシート 17 のQ

経営者向けのチェックシートは次のとおりです。それぞれ「そう思う」または「そう思わない」で答えてください。

- Q1 企業の団体の代表は男性が担っている
- Q2 意思決定機関(役員会・理事会等)の構成員は男性が担っている
- Q3 営業・外回り・渉外関連部署等は主に男性が担っている
- Q4 経理・総務・人事など組織内の間接部門は主に女性が担っている

- Q5 コピー・お茶出しなどの雑務は主に女性が担っている
- Q6 長時間労働者、夜遅くの対応・業務は主に男性が担っている
- Q7 正規社員は主に男性、非正規社員は主に女性が担っている
- Q8 力仕事は主に男性が担っている
- Q9 ケア・サポート仕事は主に女性が担っている
- Q10 研修や能力開発の機会は、主に男性に与えられている
- Q11 育休など子育て両立制度の活用、子育てに関する配慮を受けているのは主に女性である
- Q12 夜の会合が頻繁にある
- Q13 夜の懇親会が頻繁にある
- Q14 在宅勤務・テレワーク・オンライン会議が定着していない
- Q15 上層部のほうが、男女共同参画意識は低い
- Q16 年齢が高い人のほうが、男女共同参画意識は低い
- Q17 (地方に本社・支店がある場合は、都心部よりも)地方部のほうが、男女共同参画意識は低い

「そう思う」と答えた項目により、どこに問題があるかを判定するつくりになっています。一度ご活用されてはいかがでしょうか。

【男女共同参画局「各業界の男女共同参画についてのアンケート調査結果と職場のセルフチェックシート(試作版)】

<https://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/team/WEPs/questionnaire.html>

8月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

31日

- 個人事業税の納付 <第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 <第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]